

発 案 書

県議第一号

岐阜県議会委員会条例の一部を改正する条例について

岐阜県議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように発案する。

令和八年三月二十五日

提出者 岐阜県議会議員

野 島 征 夫
田 中 勝 士
猫 田 孝
岩 井 豊 太 郎
尾 藤 義 昭
伊 藤 正 博
渡 辺 嘉 山
村 下 貴 夫
森 正 弘
佐 藤 武 彦
平 岩 正 光
水 野 正 敏
水 野 吉 近
中 川 裕 子

岐阜県議会議長 小 原 尚 様

岐阜県議会委員会条例の一部を改正する条例

岐阜県議会委員会条例（昭和三十八年岐阜県条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第二条の表総務委員会の項中「知事直轄組織」を「知事公室」に改める。
第十九条中「を記載した」を「について」に改める。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

提 案 説 明

県の組織の再編成に伴い、常任委員会の所管事項を変更する等のため、この条例を定めようとする。